

総合評価落札方式の運用ガイドラインの改正について

「名古屋港管理組合発注工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン※」については、平成25年7月1日から改正しますので、以降に本組合が発注する総合評価落札方式の入札参加希望者は、改正点に留意して入札に参加してください。

○主な改正内容

評価基準(簡易型)

改正前

優：特に優れた適切な配慮事項の記載がある場合。「良」評価に加えて、標準案より優れた効果的工夫がみられる。

良：適切な配慮事項の記載がある場合。現地に即した適切な具体的内容になっている。

可：適切な配慮事項の記載がない場合。一般的な表現で具体性に欠けている。重要な項目が欠けている。

改正後

優：現場条件を踏まえ適切であり、大きな効果が期待できる。

良：現場条件を踏まえ適切であり、効果が期待できる。

可：現場条件を踏まえ適切である。

・課題からはずれた提案は評価しない。

・原則として技術提案内容の履行によるものを設計変更協議の対象としない。

※「名古屋港管理組合発注工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」は名古屋港のホームページ (<http://www.port-of-nagoya.jp/>—入札・契約—建設工事・設計・測量・建設コンサルタント等—要綱) に掲示してあります。